

場内除草業務委託仕様書

- 1 業務名称 令和5年度長岡浄化センター及び中越流泥処理センター
場内除草業務委託
- 2 業務概要 長岡浄化センター、中沢ポンプ場及び中越流泥処理センターの場内
除草業務を行うものである。
- 3 契約期間 契約締結の日から令和5年10月27日まで
- 4 管理部署 公益財団法人新潟県下水道公社 長岡支所
- 5 実施場所 新潟県長岡市上柳町257番地3 長岡浄化センター 地内
新潟県長岡市新開町4756 中越流泥処理センター 地内
新潟県長岡市越路中沢609-1 中沢ポンプ場 地内
業務範囲の詳細は、添付「配置図」を参照すること。
- 6 業務仕様 ①除草は、機械除草とする。
②機械除草のうち、機械除草Ⅰ総合の範囲は、集草・積込・運搬して
長岡浄化センター場内の指定する場所に集積する。
③機械除草のうち、機械除草Ⅰの範囲は、刈り取った草は極力樹木の
根本に集草する。
④除草面積、除草回数、実施月は、別表「管理基準表」を参照する
こと。
- 7 提出書類 (1)着手届 (2)業務実施計画書 (3)工程表 (4)作業日報
(5)作業写真 (6)履行届
※作業日報、作業写真、請求書は、作業月ごとに提出のこと
- 8 業務における注意事項
(1)業務は、基本的には開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
閉庁日に実施する場合は、事前に書面にて届け出ること。
(2)業務実施の際は、管理本館2階中央監視室の入退場記録簿に記載のこと。
(3)業務内容及び実施日程については、監督員と事前に協議をして決定すること。
(4)作業過程で重大な支障が発見された場合は、速やかに管理職員に報告し、
指示を受けること。
(5)業務の実施に必要な機材は原則として受託者が負担するものとする。
ただし、用水・電力等は無償で供与する。
(6)作業にあたっては、安全には充分留意し、安全対策を確実に行うこと。
(7)業務について疑義が生じた場合、現場責任者は管理職員と協議すること。

＜管理基準表＞

場内除草の管理基準は次の表によるものとし、実施範囲及び位置は別紙配置図による。

| 実施場所 | 種別 | 種類 | 単位 | 数量 | 回数 | 実施月 | 備考 | |
|------------|-----------|-----------|----------------|----------------|--------|----------|----------|-----------|
| 長岡浄化センター | 浄化センター(A) | 機械除草 | 機械除草 I 総合 | m ² | 55,000 | 3回 | 5, 7, 9月 | 浄化センター(A) |
| | 浄化センター(B) | | 機械除草 I | m ² | 9,000 | 2回 | 6, 9月 | 浄化センター(B) |
| | 放流渠 | 機械除草 | 機械除草 I 総合 | m ² | 456 | 3回 | 5, 7, 9月 | 信濃川河川敷 |
| 中沢ポンプ場 | 機械除草 | 機械除草 I | m ² | 1,287 | 1回 | 7月 | | |
| 中越流泥処理センター | 機械除草 | 機械除草 I 総合 | m ² | 12,290 | 3回 | 5, 7, 9月 | | |

※1 機械除草 I 総合：機械除草 I + 集草 + 積込 + 運搬（場内指定場所に集積）

※2 機械除草 I：肩掛式（カット255mm）での除草作業
（参考図書：造園修景積算マニュアル）

※3 7月下旬から8月下旬までは、場内除草により周辺水田へカメムシを追い込む事となり、水稻の生育に影響を及ぼす恐れがある為、7月の除草作業は15日までに完了すること。



: 除草範囲 1,287㎡
除草回数 1回

件名 長岡浄化センター及び
中越流泥処理センター除草業務委託

図名 中沢ポンプ場平面図

